

令和 7 年度 隠岐の島町 Wi-Fi ステーション機器更新及び公衆無線 LAN サービス提供業務仕様書

1. 目的

本仕様書は、本町の Wi-Fi ステーション機器更新の業務委託及び公衆無線 LAN サービス提供（以下「本業務」という。）、公衆無線 LAN サービス提供開始後の保守における本町の求める基本的事項を定めるものである。

2. 基本要件

(ア) Wi-Fi ステーション設置の目的

変更案－災害時における確実な情報伝達手段の確保を主目的としつつ、平時においては町民の利便性向上と来訪者への付加価値提供により地域活性化を図る。

(イ) 本業務の範囲

- ① 本業務に必要なネットワークの設計、敷設、設定、動作試験
- ② 本業務に必要なハードウェア、ソフトウェア等の準備、構築
- ③ ハードウェアの稼働・通信に必要な LAN 配線の敷設等準備作業
既に敷設済みの配線がある場合は再利用を原則とすること。

④ 旧機器の取り外し

取り外した機器は、適宜隠岐の島町へ引き渡すこと。

⑤ 本業務におけるサービス提供

本業務受託者が町と別途契約を締結し、サービス提供業務を実施すること。運用に関する詳細については、本仕様書に記載の通りとする。

(ウ) 本業務受託者の責任範囲

本業務において、公衆無線 LAN サービスの提供をするために本業務受託者が調達し、構築した構成機器等の正常動作及び安定動作における責任は、全て本業務受託者が負うものとする。

(エ) 公衆無線 LAN サービスの提供開始時期

令和 7 年 1 2 月 1 6 日を想定しているが、正式な日程は本業務の契約締結時に決定する。

資料3

3. Wi-Fi ステーション機器整備内容

(ア) 整備対象拠点及び拠点内容

No	施設名称	住所	AP 数	種別	配線
1	隠岐の島町役場 本庁	下西 78 番地 2	4	屋内	△
2	隠岐の島町役場 都万支所	都万 2016	1	屋内	○
3	隠岐の島町役場 五箇支所	北方 901-1	1	屋内	○
4	隠岐の島町役場 布施支所	布施 218-24	1	屋内	○
5	隠岐の島町役場 中出張所	中村 8 番地 1	1	屋内	○
6	隠岐島文化会館	西町吉田の二 2	1	屋内	○
7	五箇生涯学習センター	郡 74	1	屋内	○
8	隠岐の島町総合体育館	栄町 1437	3	屋内	△
9	隠岐ポートプラザ	中町目貫の四 54-3	1	屋内	○
10	隠岐の島町図書館	西町吉田の二 17	1	屋内	○
11	隠岐ユネスコ世界ジオパーク中核・拠点施設	中町目貫の四 61	3	屋内	△
合計 AP 数			18		

※詳細については別紙図面を参照のこと

※配線「○」は必要な配線が全て整備済であることを示し、「△」は部分的に新規の敷設が必要であることを示す

(イ) アクセスポイント機器仕様要件

項目	仕様	
通信	規格	IEEE802. 11n/ac/ax
	セキュリティ	WPA2/WPA3
	無線 LAN 帯域	2. 4GHz 及び 5GHz
	有効伝送距離	半径 20m 以上
	同時接続端末数	50 台以上
動作環境	温度条件	0～+40℃
	湿度条件	10～95% (非結露)
使用電源	PoE 給電対応	

資料 3

4. 公衆無線 LAN サービスの提供に係る AP 及び付帯機器及び認証システムの基本要件
 - (ア) 公衆無線 LAN サービスは本業務受託者、若しくは本業務受託者が委託する事業者によるクラウドサービスで提供すること。
 - (イ) 公衆無線 LAN サービスの AP からクラウドサービスを通じて認証し、インターネットと接続すること。
 - (ウ) 導入する AP 等は、本業務受託者が調達し構築すること。
 - (エ) 公衆無線 LAN サービス提供開始後、AP 等の増設等が容易に実施できるような認証システムを提供すること。
 - (オ) その他、総務省が公表している『公衆「Wi-Fi 提供者」向けセキュリティ対策の手引き（令和 7 年 2 月版）』の内容に準拠した安全対策が取られていること。

5. 公衆無線 LAN サービスの提供に係るその他の基本要件
 - (ア) 利用者へのサービス提供方法
利用する端末の言語設定を問わず、誰でも無料で利用できるサービスとし、インターネットに接続できること。
 - (イ) 画面仕様
 - ① 日本語、英語、韓国語、中国語（簡体字）、中国語（繁体字）に対応すること
 - ② 利用者端末の言語設定を自動判別し、その言語による画面表示機能を有すること
 - (ウ) インターネット接続
AP はそれぞれインターネットに常時接続すること
 - (エ) サービス提供時間帯
 - ① 原則として、24 時間 365 日（計画による停止／定期保守を除く。）サービスを提供すること
 - ② AP を設置した施設ごとにサービス提供時間帯を設定可能であること
 - (オ) 対応する端末
スマートフォン端末、タブレット端末及びパソコンで動作すること
 - (カ) 利用規約
 - ① 利用者が遵守すべき事項や、公衆無線 LAN サービスの内容・機能を明記した利用規約及びセキュリティに関する規約を策定すること。
 - ② 利用開始前に利用規約及びセキュリティに関する規約を表示し、利用者に同意を得ること。
 - ③ 利用規約及びセキュリティに関する規約の表記は、日本語、英語、韓国語、中国語（簡体字）、中国語（繁体字）に対応すること。
 - (キ) SSID
「okinoshima_town_wi-fi」とする

資料 3

6. 続時間及び接続回数

1 回当たりの接続時間の上限及び 1 日当たりの接続回数の上限が設定できること

7. 利用登録情報及びアクセスログ

(ア) 認証で取得した利用登録情報は 6 ヶ月間の保管が可能であり、悪意のある利用が明らかになった場合にその状況が確認できること。

(イ) 悪意のある利用や犯罪利用等、警察からアクセスログの提出を求められた場合には、法令に基づき迅速に対応すること。

(ウ) アクセスログは、MAC アドレス、利用日時等の情報を 6 ヶ月間保持し、その取扱いは個人情報保護法、電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン等に基づき、適切に行うこと。

8. 個人情報等の収集・保管

利用規約に利用登録情報やアクセスログの収集・保管について記載し、利用者の同意を得ること。

9. 公衆無線 LAN サービスの提供に係る認証要件

(ア) 公衆無線 LAN サービスが犯罪等に使用されることを防止するため、利用登録は、本人性が確認できる認証方式とすることとし、次の①と②認証方式いずれかを利用者が選択できること。

① SNS アカウントを利用した認証方式として、以下の SNS 等の WEB サービスアカウントと連携することにより、ブラウザ上の認証画面より認証し、利用可能とすること (Facebook、X、Yahoo ID 等。)

② 利用していることの確認を含めたメール認証方式として、利用者が認証画面に入力したメールアドレスに送られるメールを受信後、認証用の URL を受信し、その URL をクリックすることで認証し、利用可能とすること。

(イ) 国内携帯キャリア契約者以外 (外国人観光客等) や、インターネットが利用できる環境を保有していない利用者等はメール受信ができないため、手続きにかかる最初の一定時間 (最低 5 分間) はインターネット接続を可能とすること。

10. 公衆無線 LAN サービスの提供に係るセキュリティ要件

(ア) 利用端末間のアクセス禁止

プライバシーセパレータ機能等により、同じ AP に接続している利用端末同士のアクセスを禁止すること。

(イ) インターネットからの攻撃ブロック

インターネットからの攻撃をブロックできるファイアウォール等を設けること。

(ウ) セキュリティ情報更新

サービスを提供するサーバ群等のソフトウェアに関してセキュリティパッチやウイルス対策ソフトの更新が公開された場合は、適用判断を速やかに実施し、必要性のあるものについては

資料 3

速やかに適用すること。

(エ) 定期確認

セキュリティ脆弱性の点検を定期的を実施し、問題があった場合は速やかに対応すること。

(オ) 有害サイトのフィルタリング

公序良俗に反する次のコンテンツのフィルタリングを行うこと。

- ① 青少年に有害なサイト（暴力・アダルト等）
- ② 子どもに対する性的虐待や児童買春等の犯罪を助長するサイト（児童ポルノ）
- ③ セキュリティ上危険なサイト（ワンクリック詐欺・フィッシング等）
- ④ その他、本町が指定するサイト

11. 公衆無線 LAN サービスの提供に必要なインターネット回線要件

(ア) ひかり回線

本町が用意した既存のひかり回線（フレッツ光ネクストF集）を使用すること。

(イ) プロバイダー

最適なプロバイダーを提案すること。

12. 公衆無線 LAN サービス提供に係る災害時の対応要件

(ア) 災害時の接続制限開放（災害時モード）

- ① 災害が発生した場合、認証を省略して接続することができる機能を有すること
- ② 接続後、本町が指定する URL に自動的に接続させること
- ③ 接続時間、接続回数、利用時間について平常時と異なる対応が可能であること

(イ) 災害時モード切替えの仕組み

- ① 災害発生時は、本町が WEB 上にて認証ポータル画面の表示画面を災害時モードへ切替えができる。
- ② 予め条件（※）を設定しておき、その条件を満たした場合、自動で災害時モードへ切替えができる。

※本町に発表された注意報・警報・特別警報などの気象情報及び地震発生時の震度

(ウ) 公衆無線 LAN サービスの提供に係るサービス提供要件

- ① 体制
 1. 運用中のシステム、設備等について、サービス提供業務を行うための体制を準備すること。
 2. 故障発生時等における受付け、切分け、手配等の体制を有すること。
- ② 設備監視
 1. AP 等構築した構成機器について、24 時間 365 日の自動監視を行い、故障を速やかに発見できる運用が可能であること。
 2. 監視による故障発見時は、速やかに本町に連絡のうえ、早急に原因を特定し、AP 等

資料 3

が故障原因の場合、現地に駆けつけ機器交換等の保守対応が可能であること。

③ 利用状況確認

1. インターネットブラウザを用いて利用者数などの確認が可能であること
2. 利用状況を確認、分析ができる統計機能が有すること
3. 最低でも過去1年分のデータが閲覧できること
4. 統計データをエクスポート出来る機能を有すること（ファイル形式は問わない）

④ カスタマーサポート

利用方法などに関する問合せに対応できる窓口を平日9時から17時までの時間設けること。尚、問合せは本町の職員からを原則とし、利用者からの問合せ対応は必須としない。

13. その他の機能・サービスの提案

本仕様書の定めのない事項、本業務の効果が上がると判断する機能・サービスについては積極的に提案すること。

14. 機器更新に係る委託業務の実施

- (ア) 委託業務を行うに当たって、関係する法令などを遵守の上行うこと。委託業務を行う際に官公署及び第三者に許認可の申請等が必要となる場合には受託者がすべて行うこと。またこの申請に必要となる諸経費は受託者が負担するものとする。
- (イ) 委託業務を行うに当たって、業務責任者を定め承認を得ること。実際の作業の際には委託者と密接に連絡を取りながら安全管理を行い事故防止に努めること。万一事故が発生した場合には受託者の責任において処理を行うと共に速やかに委託者に処理状況の報告を行うこと。
- (ウ) 建造物またはその他既存施設に損傷を与えた場合には、受託者の責任において解決するものとする。また事案が発生した際には速やかに委託者に報告を行うこと。
- (エ) 本委託業務を行う際には工程表を提出し、全体のスケジュールを委託者より承認を得ること。また、各設置場所の委託業務日程の予定を委託者と協議を行い調整して進めること。
- (オ) 本作業に従事する者は十分な経験と技能を有するものとし、資格が必要な作業を行う場合にはその資格を有する者が業務を行うこと。
- (カ) 委託業務に伴う騒音の発生や廃棄物の処理および作業場所の清掃等周囲の環境保全に対して、十分な措置を施すこと。なお、委託業務に伴う交換対象機器及び廃材については受託者の負担で処理すること。
- (キ) 委託業務を行う時間帯については委託者及び各設置箇所の施設管理者からの指示に従うこと。委託者及び各設置箇所の施設管理者が情報や資料などを求めた場合には速やかに応じること。
- (ク) 受託者は機器の設置業務等にあたり、委託者の固有の情報を扱う、もしくは知り得た時は、その情報について他に漏らさぬよう守秘義務を厳守すること。
- (ケ) 委託業務用設備や器具等は委託業務終了後には現場から搬出し、その現場の現状復旧を行うこと。

資料 3

- (コ) 委託業務実施の際は写真を撮影し、まとめて提出すること。撮影は基本的には各作業の作業前・作業中・作業後を撮影するものとする。後日に確認が困難な箇所は重点的に撮影すること。撮影する内容は事前に委託者と協議し合意を得ること。
- (サ) 本仕様書に明記されていない事項であっても本委託業務の性質上備えて然るべきものである場合には受託者の責任において充足すること。

15. 機器更新に係る成果物

本業務の実施結果について、下記に示す書類を電子ファイルにて 1 部提出すること。

- (ア) 導入スケジュール
- (イ) 機器明細
- (ウ) 各種設定情報
- (エ) 使用手引書
- (オ) 試験報告書
- (カ) 作業写真(機器設置前・機器設置中・機器設置後)
- (キ) 電波環境調査結果
- (ク) その他指示する書類

16. 費用に含める経費

- (ア) 初期構築費
 - ① SSID の払出やその他作業に係る開発費用
 - ② AP 機能や利用者認証等のサービス環境構築に必要な各機器の費用
 - ③ 現地調査、機器設置、LAN 配線等に必要な作業経費
 - ④ その他イニシャルコストとして必要な経費
- (イ) 年間運用・保守費見積書
 - ① サービス利用にかかる経費
 - ② 機器保守にかかる経費
 - ③ その他運用・保守コストとして必要な経費
プロバイダーの管理費・利用料は含めること
ひかり回線に係る経費は含めないこと

17. その他

本仕様書に記載なき点については、委託者に確認の上、その指示に従うこと